

稲城市教育委員会タブレット端末等活用のルール

このタブレット端末（以下「タブレット」と言う）は、児童・生徒の皆さんの学習のために、稲城市が卒業時まで貸し出しているものです。

以下のルールを守り、タブレットを大切に使いましょう。

1 タブレット使用の心得

- (1) タブレットは学習活動や連絡のために使用します。学習活動や連絡以外の使い方（動画視聴・ゲーム等）をしている場合は、学校や教育委員会が確認することがあります。その他の使用については先生の指示に従います。
- (2) タブレットは先生の指示に従って自宅に持ち帰り、十分に充電をして、学校に持てきます。
- (3) タブレットは学校と自宅だけで使用します。登下校中は使用しません。校外学習など、学校と自宅以外で使用する場合は先生の指示に従います。
- (4) タブレットは明るい場所で正しい姿勢で使います。休みの日に自宅でタブレットを使用してよい時間は目安として朝9時から夜8時までで、1時間以上続けて使用しません。
- (5) タブレットは自分のものを使います。自分のタブレットを他の人（保護者を除く）に貸したり、使わせたりしません。
- (6) 学校から指定された自分のID（アイディー）やパスワードを他の人に教えません。
- (7) タブレットを用いて、他の人や持ち物の写真や動画を撮るときは、必ず撮影する相手や場所の許可を取ります。
- (8) アプリケーションのアイコンの場所を変えたり、背景の画像や色を変えたりしません。また、カバーを外したまま使ったり、SIMロックを外したりしません。
- (9) タブレットで文書等を作成する際にインターネット上の文書、画像、イラスト等のデータを利用する場合には、事前に先生に報告・相談します。
- (10) 自分が作成した文書などのデータは、先生が許可したものを指定された場所に保存します。
- (11) キーボードは壊れやすいので、自宅に持ち帰らずに学校でのみ使用します。

2 故障・不具合の対応

- (12) タブレットは稲城市から貸し出しているものです。また、精密機械であることから、丁寧に扱い、次のようなことに十分気を付けてタブレットを破損しないようにします。

落とさない。上に物を置かない。踏まない。地面の上に置かない。濡らさない。暖房器具や日光が当たる場所などの高温の場所に置かない。磁石を近づけない。紛失しない。

- (13) タブレットが壊れたり、紛失したり、その他のトラブルがあったときは、すぐに先生に報告・相談します。（壊れたり、紛失したりしたときは、元に戻すための費用を保護者に負担してもらいます。）